

和賀川上流部

1 漁業権番号	内共第27号（和賀川上流部）							
2 漁場の区域	和賀郡西和賀町一般国道107号川尻橋上流端の線から上流の和賀川本流及びその支流の区域							
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名称	遊漁の方法	区域	期間			
		あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	川尻橋から上流の和賀川本流の免許区域	7月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
			がら掛け	分沢橋から下流の和賀川本流の免許区域	9月10日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間			
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	川尻橋から上流の和賀川本流の免許区域	3月1日から9月30日まで			
		いわな	〃	〃	〃			
		うぐい	〃	〃	1月1日から12月31日まで			
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで			
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。							
	(2) 全長の制限	名称	禁止に係る全長					
		やまめ	13センチメートル以下					
いわな		〃						
うぐい		〃						
4 遊漁料の額及びその納付の方法	区分	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	日券	年券	納付場所	
	(1) 一般遊漁料	あゆ	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り がら掛け	円 1,000	円 7,000	組合事務所及び指定販売所	
		雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	600	3,500		
	ア 幼児及び小学校児童は、無料とする。 イ 中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 上記の納付場所以外で遊漁料を納付する場合は、幼児、小学校児童、中学校生徒、身体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。							
	遊漁券販売所	名称	電話番号	名称	電話番号			
	岩手県内水面漁業協同組合連合会ホームページをご参照ください。							
	(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所	
		全魚種	あゆ	友釣り 餌釣り 擬餌釣り	円 22,400	円 20,100	岩手県内水面漁業協同組合連合会事務所 TEL 019-623-8712	
			やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り				
	雑魚	やまめ いわな うぐい かじか	餌釣り 擬餌釣り	15,700	14,000			
5 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。							